

公的年金からの特別徴収について（令和8年度版）

【お問い合わせ先】 府中市市民部市民税課
電話 042-335-4441

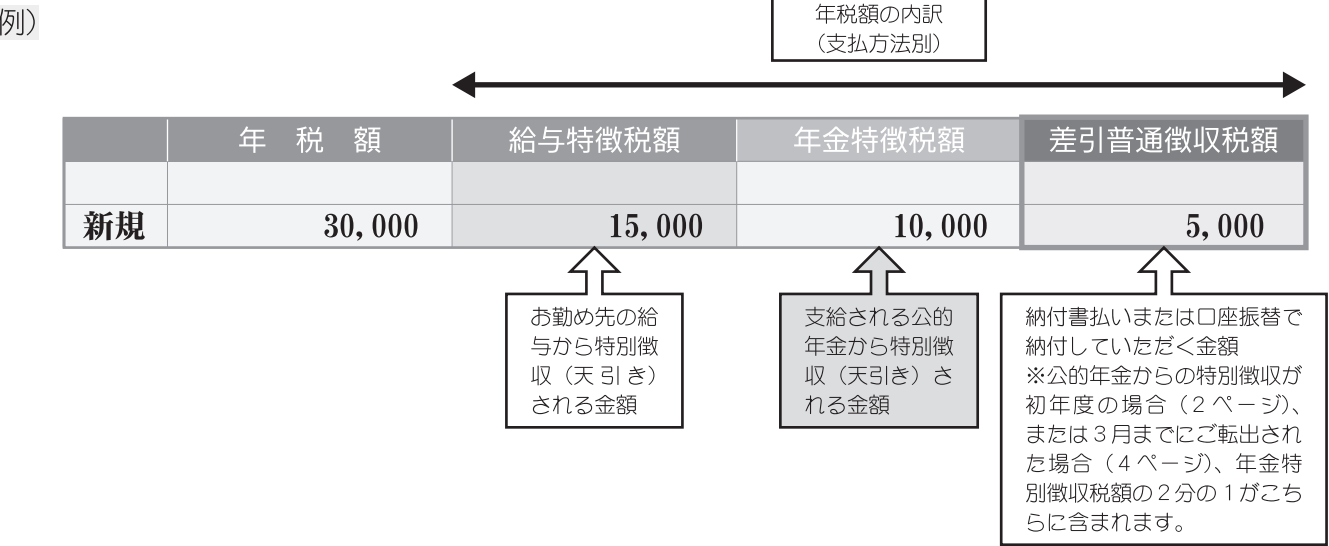
「公的年金からの特別徴収」とは・・・

公的年金等の所得に係る市民税・都民税・森林環境税を公的年金から天引きすることです。これは、徴収方法であり税額の算定方法ではありませんので、他の徴収方法と一年間に負担していただく税額に変わりありません。

また、市民税・都民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収制度は、地方税法321条の7の2により全国的に定められているため、納税者の希望により徴収方法を選択することはできませんので、ご理解ください。

市民税・都民税・森林環境税の納付方法について

納税通知書の表面に記載されています。



公的年金から特別徴収される市民税・都民税・森林環境税は、公的年金等所得から計算された市民税・都民税・森林環境税のみとなります。前年中に給与など公的年金等以外の所得があった方は、その所得に係る市民税・都民税・森林環境税は、公的年金から特別徴収されず、普通徴収(納付書払いまたは口座振替)または給与からの特別徴収となります。このため、公的年金からの特別徴収がある方で、普通徴収や給与からの特別徴収がある場合でも、二重にお支払いいただいているものではありません。

徴収方法について

納税通知書に記載されている徴収方法の内訳について、ア～オの例を参考にご説明します。

ア 初年度の方（令和8年度から公的年金から特別徴収される方）

公的年金からの特別徴収は10月から開始されるため、公的年金に係る税額の2分の1については普通徴収で納めていただきます。

＜例1＞公的年金に係る市民税・都民税・森林環境税が12万円の場合

①12万円のうち2分の1にあたる6万円が、普通徴収の第1期と第2期に振り分けられます。

②残りの2分の1は、10月から翌年2月の年金支給時に特別徴収されます。

普通徴収

	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日
新規	30,000	30,000	0	0
充当額	0	0	0	0
差引	30,000	30,000	0	0

①

公的年金からの特別徴収

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

	令和8年10月	令和8年12月	令和9年2月
新規	20,000	20,000	20,000

②

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

	令和9年4月	令和9年6月	令和9年8月
年金より特別徴収される額	20,000	20,000	20,000

※

※年金特別徴収の方は、原則4月以降も特別徴収が継続されます。

詳しくは3ページ

＜例2＞年税額20万円のうち、公的年金に係る税額が12万円、それ以外の所得に係る税額が8万円の場合

①公的年金に係る税額が＜例1＞と同様に振り分けられます。

②公的年金以外の所得に係る税額が、普通徴収の第1期から第4期に振り分けられます。

普通徴収

	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日
新規	50,000	50,000	20,000	20,000
充当額	0	0	0	0
差引	50,000	50,000	20,000	20,000

	①年金の分	②その他の分
第1期	30,000円	20,000円
第2期	30,000円	20,000円
第3期	0円	20,000円
第4期	0円	20,000円

この例の場合、10月以降は普通徴収と公的年金からの特別徴収の二種類の方法で納めていただきます。